

新規収載項目のご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、「保医発0531第1号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記検査項目につきまして、検査実施料が新設されましたのでご案内申し上げます。

敬白

記

■検査実施料が新設された検査項目

「保医発0531第1号」

適用日 平成25年6月1日

検査項目名	実施料	判断料	診療報酬点数表区分	備考
抗トリコスポロン・アサヒ抗体	900点	免疫学的検査 144点	「D014」 自己抗体検査 の25	ア. 抗トリコスポロン・アサヒ抗体は、区分番号「D014」自己抗体検査の「25」抗アセチルコリンレセプター抗体の所定点数に準じて算定する。 イ. 当該検査は、E L I S A法により、夏型過敏性肺炎の鑑別診断を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患びまん性肺疾患調査研究班による「過敏性肺炎の診断の手引と診断基準」により、夏型過敏性肺炎が疑われる患者とする。

※検査受託可能です。

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。